

地方独立行政法人岩手県工業技術センターの第4期中期目標期間終了時における業務の検討

1 検討の趣旨

地方独立行政法人岩手県工業技術センター（以下「センター」という。）の第4期中期目標期間（令和3年度～令和7年度）の終了時に見込まれる業務実績に関する評価（以下「中期目標期間見込実績評価」という。）結果を踏まえ、地方独立行政法人法第30条の規定に基づき、設立団体の長である岩手県知事が、センターの業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる措置の検討を行うもの。

2 第4期中期目標期間の終了時に見込まれる業務実績

(1) 業務実績の概要

- ・ 復興の新たなステージへ移行する企業等に対する商品開発から生産工程の改良、製品化などに向けた重点支援を実施
- ・ ヘルステック・イノベーション・ハブを拠点とする医療機器関連産業の振興の取組
- ・ 技術相談、依頼試験等、設備機器貸出等の基本サービスにおいて95%を超える高い満足度を維持
- ・ 県政課題や地域課題の解決、研究成果の事業化等を支援するため、企業ニーズに応じた共同研究・受託研究や事業化に向けた技術移転等に取り組み、戦略的な研究開発を推進
- ・ 「DX推進特命部」の設置など社会情勢の変化に対応した組織運営の改善

(2) 中期目標期間見込実績評価の結果

令和3年度から令和7年度までの5か年にわたる第4期中期目標期間の業務実績は、全ての評価項目について、総合的にみてほぼ計画どおり実施されており、中期目標の達成が見込まれるとして全体評価は「A」とした。

中期目標の評価項目	R3	R4	R5	R6	R7	期間見込評価
県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	A	A	A	A		A
業務運営の改善及び効率化に関する事項	A	A	A	A		A
財務内容の改善に関する事項	B	B	A	B		B
その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項	A	A	A	A		A
全体評価	A	A	A	A		A

【評価基準】

- AA: 目標を達成し、かつ、特筆すべき状況である
A: 目標を達成している
B: 目標を概ね達成している
C: 中期目標の達成状況が不十分である
D: 目標の達成状況が不十分であり、かつ、重大な改善事項がある

3 措置の検討

(1) 業務の継続の必要性

- ・ 中期目標期間見込実績評価では「県の施策とも連動しながら、東日本大震災津波からの復興、医療機器関連産業をはじめとした地域産業の活性化、企業等の生産性・付加価値向上などの県政課題の解決に向けて、技術相談、依頼試験等、設備機器貸出という基本サービスと研究開発業務のバランスをとった業務実施」を評価したところ。
- ・ 県では、「いわて県民計画（2019～2028）」に基づき、地域経済を支えるものづくり産業、地域の特性や資源を活用した産業などの振興に関する政策を総合的に展開・推進しているところであり、今後

産業の更なる集積・成長や企業の生産性と付加価値向上に向け、企業の技術的支援を担うセンターの果たす役割は益々重要となることからセンターの業務の継続が必要と認められる。

(2) 組織の存続の必要性

- ・ 中期目標期間見込実績評価では「地方独立行政法人のメリットを生かした機動的な組織・予算運営」を評価したところ。
- ・ 企業の多様なニーズに対応するため、センターの自主性・自立性を生かしつつセンターの保有するリソースを最大限活用した技術支援を推進していくことが必要であり、また、今後の企業ニーズにも的確に対応するため、引き続きセンターが当該業務を担っていくことが必要である。

(3) その他業務及び組織の全般

- ・ 施設・設備の計画的な整備、修繕の実施や人材の育成・確保について、効果的な組織運営に向け、今後も継続した実施が必要である。

【検討結果（措置）】

検討の結果、センターの業務の継続及び組織の存続が必要であると判断し、第5期中期目標の策定を進めることとする。